

議案第80号

芽室町墓地設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町墓地設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町墓地設置及び管理条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 芽室霊園に合同納骨塚（一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。以下同じ。）を置く。

第3条の見出し中「（）」の次に「墓地の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（合同納骨塚の使用許可）

第3条の2 合同納骨塚を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は前項の許可をする場合において合同納骨塚の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。

- 3 合同納骨塚の使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）本町に住所若しくは本籍を有する者又は有したことがある者

（2）前号の規定に該当しない者であって、本町に住所又は本籍を有したことがある者の焼骨を埋蔵しようとする者

（3）第2条第1項に規定する墓地の使用権を有する者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとする者

（4）その他、町長が特別の事由があると認める者

- 4 合同納骨塚の生前予約（自己の死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚に埋蔵するための予約）は、受け付けないものとする。

- 5 合同納骨塚の使用許可を受けた者は、第10条の2の規定により使用許可を取消された場合を除き、永久使用権を有するものとする。

第4条第1項中「墓地」の次に「及び合同納骨塚」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「面積」の次に「（合同納骨塚を除く。）」を加え、同条第3項中「返還」の次に「し、又は第10条の2の規定により合同納骨塚の使用許可を取消し」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 合同納骨塚には、使用許可を受けた者の親族以外の焼骨を埋蔵してはならない。  
ただし、第3条の2第3項第3号若しくは第4号の規定に該当するとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第6条第1項中「墓地」の次に「及び合同納骨塚」を加える。

第10条の見出し中「(」の次に「墓地の」を加え、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「使用の許可」の前に「墓地の」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(合同納骨塚の許可の取消し)

第10条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、合同納骨塚の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた焼骨を埋蔵する前に、使用許可を受けた者が死亡し、かつ、承継者がいないとき。
- (2) 使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵していないとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(焼骨の返還)

第10条の3 合同納骨塚に埋蔵された焼骨は、返還しない。

別表に次のように加える。

合同納骨塚	-	-	10,000円 (1体につき)
-------	---	---	--------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

少子高齢化や核家族化が進展しているなか、やむを得ない事情で墓の承継や維持管理が困難な方をはじめ、経済的に墓を建立することができない方等のため、芽室霊園内に複数の焼骨を一緒に納骨する合同納骨塚を設置するに当たり、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(名称及び位置) 第2条 一略一 <u>2 芽室霊園に合同納骨塚（一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。以下同じ。）を置く。</u> (墓地の使用許可) 第3条 一略一 2～4 一略一 (合同納骨塚の使用許可) <u>第3条の2 合同納骨塚を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 町長は前項の許可をする場合において合同納骨塚の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。</u> <u>3 合同納骨塚の使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 本町に住所若しくは本籍を有する者又は有したことがある者</u> <u>(2) 前号の規定に該当しない者であつて、本町に住所又は本籍を有したことがある者の焼骨を埋蔵しようとする者</u> <u>(3) 第2条第1項に規定する墓地の使用権を有する者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとする者</u></p>	<p>(名称及び位置) 第2条 一略一  (使用許可) 第3条 一略一 2～4 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(4) <u>その他、町長が特別の事由があると認める者</u></p> <p>4 <u>合同納骨塚の生前予約（自己の死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚に埋蔵するための予約）は、受け付けないものとする。</u></p> <p>5 <u>合同納骨塚の使用許可を受けた者は、第10条の2の規定により使用許可を取消された場合を除き、永久使用权を有するものとする。</u></p> <p>(使用料及び区画面積)</p> <p>第4条 墓地<u>及び合同納骨塚</u>の使用料（以下単に「使用料」という。）<u>並びに</u>1区画面積（<u>合同納骨塚を除く。</u>）は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の使用料は、墓地の一部又は全部について返還し、<u>又は第10条の2の規定により合同納骨塚の使用許可を取消し</u>した場合でも還付しない。</p> <p>4 一略一</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 <u>合同納骨塚には、使用許可を受けた者の親族以外の焼骨を埋蔵してはならない。ただし、第3条の2第3項第3号若しくは第4号の規定に該当するとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用权の承継)</p> <p>第6条 墓地<u>及び合同納骨塚</u>の使用权は、相続人に、相続人がいな</p>	<p>(使用料及び区画面積)</p> <p>第4条 墓地の使用料（以下単に「使用料」という。）<u>及び</u>1区画面積は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の使用料は、墓地の一部又は全部について返還した場合でも還付しない。</p> <p>4 一略一</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(使用权の承継)</p> <p>第6条 墓地の使用权は、相続人に、相続人がいないときは、その</p>

改正案				現 行			
<p>いときは、その他の親族に承継するものとし、他人に譲渡してはならない。</p> <p>2 一略一 (墓地の許可の取消し及び返還)</p> <p>第10条 町長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、墓地の使用許可を取消し、返還を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>墓地</u>の使用の許可を受けた日から2年以上使用しないとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p><u>(合同納骨塚の許可の取消し)</u></p> <p>第10条の2 町長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、<u>合同納骨塚の使用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>使用許可を受けた焼骨を埋蔵する前に、使用許可を受けた者が死亡し、かつ、承継者がいないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵していないとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(焼骨の返還)</u></p> <p>第10条の3 <u>合同納骨塚に埋蔵された焼骨は、返還しない。</u></p> <p>別表 (第4条関係)</p>				<p>他の親族に承継するものとし、他人に譲渡してはならない。</p> <p>2 一略一 (許可の取消し及び返還)</p> <p>第10条 町長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、墓地の使用許可を取消し、返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた日から2年以上使用しないとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表 (第4条関係)</p>			
墓地の名称	級地別	1区画当りの面積	使用料	墓地の名称	級地別	1区画当りの面積	使用料

改正案				現 行			
—略—				—略—			
共同墓地	1等地	13.22m <sup>2</sup>	1,600円	共同墓地	1等地	13.22m <sup>2</sup>	1,600円
	2等地	13.22m <sup>2</sup>	1,200円		2等地	13.22m <sup>2</sup>	1,200円
	3等地	13.22m <sup>2</sup>	800円		3等地	13.22m <sup>2</sup>	800円
合同納骨塚	-	-	10,000円 (1体につき)				